

「旧筑波ハウスの跡地利用に関する署名要望書」に関わる久松公生議員の
署名活動に関する疑念に関する調査特別委員会会議録

令和5年10月2日 午前9時56分 開 会

出 席 委 員

委員長	矢 口 龍 人
副委員長	櫻 井 繁 行
委員	佐 藤 文 雄
委員	岡 崎 勉
委員	来 栖 丈 治
委員	設 楽 健 夫
委員	小 倉 博
委員	櫻 井 健 一
委員	鈴 木 貞 行
委員	服 部 栄 一
委員	石 澤 正 広
委員	鈴 木 更 司
委員	塚 本 直 樹
委員	井 出 有 史

欠 席 委 員

な し

出 席 説 明 者

市 長	宮 嶋 謙
副 市 長	飯 塚 一 政
市長公室長	横 田 茂
秘書広報課長	加 藤 洋 一

出 席 書 記 名

議 会 事 務 局 局 長	金 子 俊 文
局長補佐	谷 中 博 文
係 長	折 本 尚 充

議 事 日 程

令和5年10月2日（月曜日）午前 9時56分 開 会

1. 開 会
2. 事 件
 - (1) 前回委員会で提出を求めた資料について
 - (2) 次回委員会での証人喚問（参考人招致）について
 - (3) その他
3. 閉 会

開 会 午前 9時56分

○矢口龍人委員長

どうも皆さんおはようございます。

本日はお忙しい中、ご出席いただきまして、ありがとうございます。

ただいまの出席委員は14名で、会議の定数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

それでは、ただいまから「旧筑波ハウスの跡地利用に関する署名要望書」に関わる久松公生議員の署名活動に関する疑念に関する調査特別委員会を開会いたします。

あらかじめご報告申し上げます。

本日の会議には傍聴の申出がございますので、申出のとおり傍聴を許可いたしますので、ご報告申し上げます。

これより傍聴人の入室を認めます。

ここで暫時休憩といたします。 [午前 9時56分]

○矢口龍人委員長

会議を再開いたします。 [午前 9時57分]

初めに、書記を指名いたします。議会事務局、折本係長を指名いたします。

本日の日程は、会議次第のとおりであります。

それでは、早速本日の日程事項に入ります。

初めに、(1) 前回委員会で提出を求めた資料についてを議題といたします。

前回の委員会で、令和5年8月28日開催の当委員会で提出された説明資料のうち、資料4について、署名に記載のある方から届いた声の①②③に当たる53名の氏名、住所等、署名に記載された情報につきまして、市長への資料の提出を求めましたので、資料の説明を求めます。

○市長（宮嶋 謙君）

それでは、担当からご説明申し上げます。

○市長公室長（横田 茂君）

委員会のほうから、前回、資料の提供ということで求められた件につきまして、ご説明のほうをさせていただきたいと思っております。

この53名の方の情報でございますけれども、こちら署名全体の取扱いと同じように守られるべき個人情報に該当すると執行部としては考えてございまして、そのまま提供することは難しいと考えてございます。

ただ、この件につきましては、ご提案ということで、委員会のほうで検討していただきたい件がござ

います。

53名の方に対しましては、意向を確認させていただいた上で同意をいただければ、その点についてはご提供は可能かなというふうに解釈してございますので、その方面につきましても併せてご検討いただければと思います。

以上でございます。

○矢口龍人委員長

執行部から承諾を得られた方のみ情報提供したいとの申出でございますが、いかがでしょうか。

○佐藤文雄委員

前回、大川弁護士のほうから、この情報公開条例等の問題については、基本的には個人情報保護ルールというものは関係してくるかもしれないけれども、個人情報保護というのは大事な課題であって、特定の市の機関が把握した個人情報を無条件にほかの機関に渡してよいということではないので、原則は禁止されておりますと、しかし、これ、しかしが書いてあるんです。情報の提供を受けるほうの機関が法令に基づく義務を行う場合であって、しかも当該情報を利用することについて相当な理由があるという場合には提供を認めている、これが適用されると思いますと言っているんですよ。

ですから、最初からこの市の情報公開条例を持ち出してくるというのは、これはこの百条委員会をまさに軽視しているんじゃないかと思うんです。

提案そのものについてはいいとは思いますが、この基本的な考え方そのものがやはり市のほうの、今回の問題は何回も言いますけれども、いわゆる署名を偽造したという事実関係があるんですよ。この疑念を晴らそうと、これを究明しようというわけですから、それに対して執行部のほうがしっかりとした認識に基づいて資料の提供に応じるべきだということなんですけれども、その点いかがでしょうか。

○市長公室長（横田 茂君）

ただいまの点でございますけれども、まずこの署名簿につきまして、既に取り下げられているという、そういう状況がございます。そういう状況を踏まえた上で判断をすることになりますと、やはり本来、控えとして市のほうとしては会計処理の裏資料として保管はしてございますけれども、本来の利用目的とは違うわけですから、それをそのまま提供するというのは極めて難しいと。先ほどの繰り返しになってしまいますけれども、同意が得られた場合には、それは提供することは可能だという解釈にならざるを得ないということでございます。

○佐藤文雄委員

ということは、担当の大川弁護士の意見については、これは間違っているというふうにおっしゃるんですか。

○市長公室長（横田 茂君）

なかなか、私は法律家ではございませんから、法律については分かりませんが、現状を踏まえますと、やはり守るべき個人情報に当たるかどうかは、執行部として判断をせざるを得ない状況だということでございます。それを判断した上でどういうやり方があるかというのは、先ほどから申し上げさせていただくとおり、意向確認をした上でご提供する方向を考えていきたいということでございます。

○佐藤文雄委員

ここでやり取りしてもなかなか難しいんですが、だったらこちらは、百条委員会のほうで選任した大川弁護士がいらっしゃいます。そちらはそちらで、執行部のほうで担当弁護士がいらっしゃると思いますが、その意見を聞いてもらえばいいかなとは思いますが、やはりこれは事実を解明するために必要なことであるし、前にも言ったように、こういう事態が、偽造が明らかにならないと、署名そのものの信

憑性というのはいつまでたっても残っちゃうんです。今からいろんな署名、要望書が出されると思うんですよ。そのときに、それが偽造じゃないかという、いつも疑いが持たれるような状況になったら、市民のその要望活動に大きな障害、支障を来すと思うんですよ。ですから、積極的にこの問題は明らかにすべき、そういう立場に執行部のほうは立ってほしい。つまり要望はしっかりと受け止めると。

ただし、そういう偽造があるかないかということを前提にするんでは、話にならないじゃないですか。5,200名だ、5,200名だと大騒ぎをしていたわけでしょう。結果的には2,000名は偽造じゃないか、そういう疑いを持って市長はそういうふうに答えているわけですよ。その2,000名の偽造の疑いがあるというのは、それなりの根拠を持ってやったわけでしょう。それを我々が百条委員会で明らかにしないままに終わってしまったら、何のための百条委員会だということになるじゃないですか。いかがですか。担当の弁護士とも相談をしたんですか。

○秘書広報課長（加藤洋一君）

弁護士には相談をさせていただきまして、個人情報、先ほどから出ておりますとお守らなきゃいけない部分であるというお答えをいただいております。

ただ、百条委員会からの資料請求については、提出をしなければいけない部分もあり、今回の53名の方については、承諾を得た方のみ提出するのがいいんじゃないかというような助言をいただいております。

以上でございます。

○佐藤文雄委員

だったら、最初にそういうふうに言えばいいんじゃないの。

〔「そういうふうに言っているじゃないか」と呼ぶ者あり〕

○佐藤文雄委員

違うよ、言っていないよ。法律のことは私はよく分かりませんがと言ったでしょう。だから、事前に弁護士と相談したときには、そういう見解があつて、こういう結論になりましたというふうに話せばいいんじゃないですか。

取りあえずこの問題については、これ以上話しても分かりませんが、本質的なところは、百条委員会の果たす役割をやっぱり執行部も理解してほしいと。今後の要望活動、市民の請願活動、その方についての問題をやっぱりしっかりと受け止められるようなまちにする、市民が気軽に署名をして、そして要望活動できる、こういう環境をつくる、このことが必要だというふうに思いますので、提案については受け止めたいと思います。

○矢口龍人委員長

ほかにありませんか。

○石澤正広委員

1つ確認をさせていただきたいんですが、前回の会議録を見れば分かると思うんですけども、私の記憶の中では、この53名の資料は人数の記録だけで、資料自体はもうないんですというふうな市長公室長の話、答弁だったように思うんですけども、いかがでしょうか。

○市長公室長（横田 茂君）

この53名の方は、電話等でご連絡をいただいた、それはメモ的に資料として持っているということで、そういう記録ということは残っております。それだけです。それ以外はないという意味でございます。

○石澤正広委員

ということは、今ご提案いただいている資料4の署名に記載のある方から届いた声という、そのところの部分というのは、細かくは分からないところもあるということですか。

○市長公室長（横田 茂君）

もちろん名前と、あとはどういう状況で異なっているのかと、例えば、身に覚えがないとか、あるいは家族が署名したようだというような、そういった幾つかの種類です、状況の種類を記載したものがございます。メモですけれども、そういうためのものを保有しているということでございます。

○石澤正広委員

そうしますと、その53名の方の、要は許可を得て資料を出すというご提案に対しては、記録している中で個人個人に聞いて、そして、よいとした人を出せるというようなことなんですね。

○市長公室長（横田 茂君）

そのように解釈してよろしいかと思えます。

○石澤正広委員

分かりました。

○矢口龍人委員長

ほかに。

[発言する者なし]

○矢口龍人委員長

ないようですので、それでは、まずは承諾のあった方みの提出をいただくということにしたいと思いますが、ご意見、いかがでしょうか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○矢口龍人委員長

よろしいですか。では、そのようにさせていただきます。

それでは、ここで執行部の方には退席をしていただきたいと思います。ご苦労さまでした。

暫時休憩といたします。 [午前10時11分]

○矢口龍人委員長

会議を再開いたします。 [午前10時12分]

次に、前回の委員会で、令和5年5月23日及び令和5年6月6日にかすみがうら市長に提出された複合交流拠点施設整備を当初の計画どおり進めることを求める要望書に係る計5,221名分の署名簿につきまして、本署名の提出者である田代和正氏への資料の提出を求めましたので、提出された資料及び経緯の説明を求めます。

○議会事務局長（金子俊文君）

ご苦労さまでございます。

それでは、署名簿提出者代表であります田代和正氏へ資料提出を求めた経過及び提出された資料の内容等について、ご説明をさせていただきます。

資料1をご覧いただきたいと思います。

こちらが令和5年9月4日付で田代氏に送付いたしました資料請求の文書でございます。配達証明付郵便で郵送してございます。

提出期限を令和5年9月28日としたものでございますが、9月22日現在においても田代氏側から反応がなかったため、議会事務局職員2名で田代氏の自宅及び店舗を訪問し、面会したところ、田代氏からは、28日までに対応するというような返答でございました。

その後、令和5年9月26日付で議長宛て、田代和正氏から届けられた文書が資料3でございます。
文書の内容についてご説明させていただきます。

最初に、弁護士に相談した結果、聞きたいことがあるというものでございます。

続いて、100条調査権は、議会は地方自治法第100条第1項のとおり、「普通地方公共団体の事務」に関する調査はできるが、「普通地方公共団体の事務」に属さない事項については調査権限がない、というようなことが書かれております。根拠としましては、要望書は既に提出者から取り下げられて市から返還されており、現に議題となっている事項に関わりがなく、市の事務とは全く関係ないものと書かれてございます。

続いて波線部分になりますが、読ませていただきます。

まして、今回の調査の対象となっているのは、私が代表として集めた市への「要望書」という文書であり、任意で協力をしてくれた5,221名もの市民の個人情報に関する資料です。したがって、前記要望書の署名偽造の調査は、そもそも「普通地方公共団体の事務」に属さない事項の調査であるうえ、市民のプライバシーを侵害する調査であります。というようなことが書かれてございます。

また、その下に市長が資料を提出できないのは、市の事務と全く関係ないという現れではないかというようなことが書かれてございます。

次に、その下になりますが、市が公費を支出して地方自治法第100条第1項の要件を満たさない事項について、百条委員会を継続することは、違法・不当な公金支出ではないか、というようなことが書かれてございます。

また今回、百条委員会が地方自治法第100条第1項の要件を満たさないことが判明した場合、議会の責任問題に発展しかねないのではないか、というようなことが書かれてございます。

続いてその下、今後、百条委員会を継続、実施するのであれば、本件調査が「普通公共団体の事務」に関する調査であることを裏づける裁判例、文献など客観的根拠に基づく法的意見の書面での提出を求めてございます。

最後に、その法的根拠が示されない現時点では、百条委員会そのものの存在意義が分かりませんので、こちらを明確にさせていただきたい、というようなことが書かれているものでございます。

以上が、田代氏から提出されました文書の内容でございます。

○矢口龍人委員長

ありがとうございました。

続きまして、大川弁護士から、この件に関しまして、コメントが文章で提出されておりますので、それでは、大川弁護士、お願いします。

○弁護士（大川隆司君）

弁護士の大川でございます。

お手元の資料にあります「田代和正氏の問題提起について」と題します私名義の文書は、委員会から公式にご依頼を受けて書いたものではなくて、田代さんの文書に対する私の率直な考え方をあらかじめお示ししておいたほうがよろしかろうと思って、こちらの判断で勝手に書いて送りつけたものです。

申し上げたいことは2つありまして、田代さんのおっしゃりたいことは、1つは、問題の要望書はもう取り下げられたんだと。過去のものになったんだから、それを百条委員会の調査対象にすることが許されないんじゃないかと、こういうご指摘です。

これに対しては、そういうことではありませんと。制度発足以来、国の通達の中で、百条委員会の審議対象というのは、現在問題になっている事項だけじゃなくて将来問題になるべき事項も調査対象にな

るんだということが書いてあります。

ですから、1つの今回の署名については、要望書については撤回されたとしても、今後、同種の市に対する要望書があった場合に、偽造等のものが含まれないようにするにはどうしたらいいか、将来の再発防止策を審議するという切り口でやる場合も、立派に百条委員会の調査事項になります。そのことをご指摘申し上げるのが1つ。

それからもう1つは、5,221人にも及ぶ多数の市民の個人情報を取り扱うことは問題ではないかというふうにおっしゃっているんですが、これは問題の取り違えがあると思うんです。

一般の市民が情報公開条例に基づいて、件の要望書のコピーをくれというふうに情報公開請求した場合に、それは個人情報ですから差し上げられませんよと、これは条例上の実施機関の権限なんです。しかし今、問題になっているのは、同じかすみがうら市の機関である執行部と議会が情報を共有したいと、そういう問題なんです。つまり、署名に偽造があるかどうかということは、執行機関として調査する権限がある事項であることはもちろんですけども、地方自治法第100条に基づいて執行機関を監督する権限のある議会にも同じ権限を与えなければいけない。つまり、市民に対する関係で、オープンにしていいかどうかという問題と、市の機関同士の相互間で、執行部は把握しているけれども、議会は把握していないと、そういうことがあっていいかどうかという問題なんで、これに情報公開条例の考え方をもち出すのは間違いで、個人情報保護法のほうの条文を見ますと、やはり行政機関等が法令上の必要があって把握する場合に個人情報にアクセスができるし、それをまた他の行政機関が法令上の権限に基づいて情報を共有すると、こういうことは認められていることなんです。その2つの事項を混同されないことが大事じゃないか。

いずれにしても、田代さんが問題提起されている2点については、私は全く違う見解を持って、率直に言って弁護士の先生と相談したと書かれておりますけれども、ちょっとにわかには信じがたい。2点とも明らかにご指摘は間違いだろうというふうに思います。

なので、ご要望にありますように、委員会から田代さん宛に弁護士の名義の文章をつけてよこせというご要望があれば、私としては、お示したような骨子で意見を申し上げる用意がございますので、ご検討いただきたいと思います。

○矢口龍人委員長

ありがとうございました。

ただいまの件につきまして何かございましたら、挙手の上、ご発言をお願いします。

○佐藤文雄委員

今、個人情報の問題で、執行部と今後、百条委員会、議会、共有すべきだという先生のお話があったんですが、どうも執行部のほうの弁護士との食い違いがありますよね。それについてはどうなのでしょう。それについては、ここで議論する必要はないと思いますが、あくまでも田代氏の要望に、弁護士の見解を求めるということになっているので、この見解を出す。出したらどうするかということになるかと思いますが、その提出した後のことについてはどういうふうに考えているのかなということがまず1つあるんです。

それと、この文章を見ると、まさにこの百条委員会を脅かしているような文書だと思うんだよね。前も、取下げの文書を見ますと、百条委員会はもう今後開かないでくれということを条件にしたような取下げだったんです。前の取下げの文書を出したときに。今度はこの百条委員会を継続し、百条調査を実施することは、違法・不当な公金支出になりかねないのではないかというふうなことを言ったり、議会の責任問題に発展しかねませんということまで書いてあるんですよ。これは本当に誠実じゃないと思う

んですよ。ですからこれは、弁護士のほうからの回答と同時に、田代代表の証人喚問が必要になってくるんじゃないかと私は思います。

○矢口龍人委員長

私の見解といいますか、田代氏の資料提出について、我々百条委員会というのは調査権を有しているわけです。そうすると、今回のこの通知書は、百条委員会に対して調査をするような、そういう文書になっているんですよ。本来こちらが調査権を持っているのであって、田代さん側には調査権はありませんので、本来は一方通行でいくのが私は百条委員会じゃないかなというふうに思っています。

ですから、先ほど弁護士の文書を入れて再度送ったらというようなお話がありましたけれども、何か本来の姿ではないんじゃないかなとは思いますが、ただ、親切に大川弁護士からそういった内容で出したら、というふうなご提案をいただいたので、それはそれで出してもいいかなと。

ただ、要するに行ったり来たり押し問答するのが調査委員会じゃないので、その辺のところを委員の皆さん方も、もう少し百条委員会とはどういうものかということをしかりと認識をした上で、ご議論いただきたいなというふうに思いますけれども、いかがでしょうか。

何かご質問ございますか、お話ありますか。

○来栖丈治委員

ただいま田代さんからいろんなことが議題に上がりましたが、この百条委員会というのは、そもそも最初に会議のときに岡崎委員も石澤委員もおっしゃっていたかと思うんですが、いわゆる署名簿等が取り下げられた段階で、行政事務、いわゆる自治体の事務ではなくなったと解せるのかという問題があると思うんです。

この百条委員会そのものは、地方自治法で認められているのは、第100条の第1項というのは地方公共団体の事務に関わる範囲というふうに示されていますので、そこの問題はきちんとしないと、我々が進めていく百条委員会の根本に関わる部分なのかなということが1つです。

あともう一点は、そこがはっきりしないままに、いわゆるこの間承認した、この委員会を継続するに当たって公金が使われる、支出することになりますので、その部分の正当性があるかないという問題が2つ目の問題になるかと思えますので、やはり法令的に正しく進んでいるのか、あるいはという等をきちんとする必要があるんじゃないかなと私は思っています。

○設楽健夫委員

今、来栖委員が述べられた内容は、田代さんの文書そのものなんです。これは、百条委員会の自治体の事務に関わる範囲ではないと。だから百条委員会は違法なんだ、公金が使われるということについてもそうと。もう1つは、百条委員会そのものに対する疑義を申し立てる。これは、田代さんが言っている内容そのものですから。それに対して、一番最後に弁護士の見解を求めるというふうに言っているわけですから、先ほどの大川弁護士のほうから、それに対する正式の文書を提出することについてもやぶさかではないという話があったわけですから、そのことをもう一回議論をするということは必要ないと。必要ないというか、先ほどの大川弁護士のお話で、この問題については整理していく必要があるのではないかと。

○矢口龍人委員長

入り口のところで何か勘違いしているのかなと思うんですよ。私、ちょっと先ほど申しましたけれども、百条委員会とはどういうものかということをもう少ししっかりと認識していただきたいなと思う。もう、取下げだからどうのこうのというお話とは全く次元の違う話であって、百条委員会は設置された内容に対して調査する権限を持っているわけですから、それに対する調査ですので、取下げ云々とか、

どうのこうのという、そういう認識はちょっと改めていただきたいなと思います。

○来栖丈治委員

私が申し上げているのは、この百条委員会を始めるときに、岡崎委員、石澤委員からもありましたように、自治体の事務を離れたのではないかなということです。そのところが、例えば法令的に、あるいは判例であるとか、そういったものもあるかと思うんですが、それをこの委員会として、文書できちんとした共通認識を持っておいたほうがいいんじゃないかなというふうなことで、私は申し上げております。

○佐藤文雄委員

この前の岡崎委員とか石澤委員の取り下げたらどうなんだという話について、一応もう既に会議録、皆さん持っていらっしゃると思うんです。あれでもう既に決着しているじゃないですか。また、これをここで何でぶり返すのかなと。これは進めようとしているところにブレーキをかけているような感じに見えますよ。

この中身も既に話していますように、この弁護士の意見の中身で、100条調査の対象となる普通公共団体の事務の委任については、立法当初からの行政実例が以下のとおり述べている。「第2条第2項の事務であって、通常は現に議題となっている事項、若しくは将来議題に上るべき基礎事項（議案調査）につき調査し、又は世論の焦点となっている事件（政治調査）」、もうこれはみんな、焦点になっていますよ、この疑惑の問題については。「等につきその実情を明らかならしめ、その他の一般的に地方公共団体の重要な事務の執行状況を審査（事務調査）することをいう」と、これは昭和23年10月12日付熊本県総務部長宛て自治課長の回答だと、こうなっているわけです。これに基づいて進めていくということが大事なんじゃないでしょうか。いかがでしょう。

皆さん、もうちょっと意見を述べていただきたいんですよ。何か中途半端にここで、このようにブレーキをかけるような中身でやると、前に進まないと思うんです。皆さん、意見を出してくださいよ。

○櫻井繁行副委員長

百条委員会の今後の進め方についてですけれども、当初というのは、各々各議員も考え方があって、百条委員会に値しないんじゃないかとか、百条委員会に値する市の一般事務の範疇を超えているんじゃないかとか、そういった話があって、反対や賛成があったと思うんですが、この百条委員会が可決して設置された、これは民主主義なので、やはり甘んじて受けるしかないと僕は思っていて、そういう中で久松公生議員の署名に関する疑念ですから、ここの一点をどういうふうに、やっていたのかやっていないのかをシンプルに考えていけば、この百条委員会はいいと思っていて、そういった中で、こちらの百条委員会には大川弁護士がいらっしゃっていて、また田代さんのほうも弁護士のほうには相談をされているのか、されているんでしょうけれども、その法的な根拠とか法律の話になっちゃうと、やはりロジックの問題もあって、どっちが正しいかという判断がつかないところがあるので、そういった中でも、これは私の意見ですけれども、田代さんのほうに記録提出請求をしたことについて、やはり一市民の方から、提出することについてということで文面で頂いているので、これは委員長がおっしゃるように、やはりこれ委員長名でいいと思うんですが、田代さんについては問題提起について、百条委員会では大川弁護士の相談の上、こういったことで進めていくと、それは書面としてつくっていく必要があると思っています。

そういった中で、今日、執行部も少し歩み寄っていただいて、53名の市民の方々の合意形成というか、承諾を取れば、何人出てくるかは分かりませんが、そういった、例えば私は書いていませんとか、これは家族が書いたものですか、そういった理由で問合せがあった方がいらっしゃるでしょうか

ら、そういった中の抽出をして、例えば家族が書いているという方だったら、これは久松公生議員の疑念ではないというふうにシンプルに私は思っているんですけども、そういったところを少しずつ紐解きながら、できればある程度早期解決をして着地点を見つけて、なるべく早い方向でこの百条委員会が解散できるような方向を、それはやったかやっていないかというシンプルに考えれば、そういったことになるかもしれませんが、そこを一点に集中して取り組んでいけばいいのかなというふうに、設置をされてしまった以上、始まっているわけですから、私としてはシンプルに今後の運営方法については、そういうふうに百条委員会を進めていければなというふうに思っておりますので、まずは意見をさせていただきます。

○矢口龍人委員長

ほかにありませんか。

○櫻井健一委員

先ほど執行部のほうから53名の提案がありました。ただ、これは5,221名のうちの2,000名が偽造された疑いがあるということのお話なので、まだまだ、それを調査するには足りない数字であって、この調査を進めるに当たって何の資料もなく進まないという状態を打破するためには、田代さんか執行部のほうからその資料を提出してもらうということが絶対条件だと思うんですけども、これを今、大川弁護士が言われた内容のことで納得をしていただいて出してもらえるようにしていく方法が、その田代さんをこちらに呼んでお話しして納得してもらうのか、そういう方法しかきつと今ないんじゃないかと思われま。

今、佐藤委員が、参考人として呼んだらどうだというような、証人喚問したらどうだろうというようなお話には、私も賛成意見として呼ぶべきだと思いますので、皆様のご意見というふうになるか、今回決めていただかないと次に進んでいけない委員会になってしまうと思いますので、ひとつご検討を願えないかと思ひます。

○設楽健夫委員

先ほどからもありますけれども、この委員会が設置されたときの調査事項については、署名偽造に関する事項という表題も残っていますし、これが議決されている。先ほどまでの話ですと、先ほど櫻井繁行副委員長も言われましたけれども、執行部のほうが2,000名まではまずいかないけれども、まず53名の中の抽出したもの、了解を得たものについては出しますよと。これが1つ、前回からの進んだところです。

もう一つ、田代さんに対する、田代さんはこの書面の中で、オブザーバー弁護士が選任されているようなので、まずは同弁護士からの上記のような客観的根拠に基づく法的意見を書面でいただきたいというふうに言っていますので、この点については、やはり大川弁護士のほうから出していただいて、それで田代さんのほうについてはどういうふうな形で、これに対して対応してくるのか。その後、証人喚問だとかということも含めて議論をしていくというふうに、段階的にやっていく必要があるというふうに思うので。

私も櫻井健一委員が言われた内容で、着実に客観的な資料をもって、この調査委員会を進めていくということについては、そうすべきであるなというふうに思ひます。

○矢口龍人委員長

ほかにありませんか。

○櫻井繁行副委員長

先ほど執行部がいたときの話ですけども、53名、これは一人一人確認をして承諾があったものを出

していただけるということですが、これもまた執行部との話になるでしょうけれども、できればどういった理由で、この署名が身に覚えがないかということ、もちろんいただけた方で承諾をもらえれば、その署名をした筆跡だけでも出してもらえると、本当は一番早いかなと思うんです。そうすれば、正直言えば、久松議員とその筆跡を鑑定して、というのも1つやり口としてはあるのかなというふうに思うので、まずは53名の方々の協力が必要でしょうけれども、そういった中で、合意形成をいただいた方には、できればその署名のところだけでも、田代さんないし市の執行部のほうに、個人情報との抵触のところを、本人が合意もらえれば取れるでしょうから、それで何か筆跡鑑定みたいなことをしていくということも1つ、もちろん証人喚問もあるでしょうけれども、もしくは、その53名の方々の中で、いや俺は書いていないのに、こういうふうになっているわけだからという方で、ここで証言するよという、証人喚問に出てきてもいいよという方もいらっしゃるでしょうけれども、そういったところを筆跡鑑定なんかも考えて進められれば、いろんなやり口はあると思うので、これは一個提案としてさせていただければと思います。

○佐藤文雄委員

今、櫻井繁行副委員長の非常に提案としてはいいと思うんですよね。やっぱり筆跡鑑定にまで及ばないと解明ができないような感じがします。取りあえず出してくれた、執行部から出された合意された方については、参考人として呼び出して、いろいろお話を聞くと。で、お話を聞いた上で、筆跡鑑定に結びつく署名のことも、次は提出してもらおうということも段取りとしてはいいんじゃないかなと思います。

あとは弁護士から、田代代表からの要望に基づいた文書を出した上で、記録提出をしてくださいというふうに添付して記録提出を求めると。記録提出をしてこなかった場合はどうするかという、これは証人喚問につながるかなというふうに思うんですが、そういう段取りを考えてもらえばいいかなというふうに思います。ほかの意見の方にも意見を出していただきたいと思います。

○設楽健夫委員

この百条委員会、焦ってはならないというふうには思うんですが、事実に基づいて審議をしていくと。

まず一番問われるのは、市の一般事務としても、今も、そして将来もあってはならないということでの私文書偽造、この事実があったのかどうかということ、しっかりとやはり最初に確認していく必要があると。その上で、この市の一般事務の中で問われてくる内容を百条委員会としても整理していく必要がある。

次に、市の一般事務において、あってはならないことが行われていたとするならば、それがどのような形でなされていったのかということの一つ一つ丁寧に進めていく必要があるというふうに思います。

○矢口龍人委員長

ほかにありませんか。

私から一言お話ししたいことは、今回、田代さんに記録提出請求したものに対して、要するに拒否してきました。それは、内容としてはご案内のような内容だったということなんですけれども、それに対して今回は、大川弁護士のコメントを添えて、それで再度、要望書の提出を求めたいと思います。それで、当然その弁護士のコメントと一緒に添えるわけですから、それをいつまでに提出してくれということ、提出をしようと思っています。

それと、もちろん先ほど参考人招致のお話のございでしたがけれども、やはり次回はそういうところの部分、本人にいろんな面で聞くのが一番早いかなというふうにも思いますので、次回参考人として招致することに対して、いかがでしょうか。証人喚問として、田代さんを。

暫時休憩します。

[午前10時47分]

○矢口龍人委員長

休憩前に引き続き会議を開きます。 [午前10時53分]

それでは、先ほどの件でございますけれども、もう一度、田代氏に資料提出を求めるといふことと、それから大川弁護士のコメントを一緒につけて、日にちを切って提出を求めます。

それから執行部につきましては、先ほど決めたとおり、53件について本人の確認を取っていただいて、それで資料を提出願うということにしたいと思いますが、よろしいですか。

○櫻井繁行副委員長

先ほどの暫時休憩で少し皆さんの意見も聞けたんですけども、事の発端は緊急質問だと思うんですよ、この百条委員会設置に至ったところは。だから、せめて会議録、完全に議場で話して、映像でも会議録も全部残っているわけだから、これシンプルに佐藤委員の緊急質問から上がっていた、宮嶋市長の答弁にあった市民の方が、あそこでは委員会等々、どこに出て、私が証言してもいいという、たしかそういう文言があったと思いますし、そこで久松議員からいろんな話があって、こういったことになったということで、詳細は会議録を皆さん見てもらえば分かると思うんですけども、そういった話をしている市民の方もいらっしゃるんで、やはりその方にまずはお聞きをするというか、それがどういった方なのかというのと一緒に追求をして、執行部のほうにうまく要望書というか、そこを何か僕が言うのも何ですけども、一緒にやっていただくと、この百条委員会、一回少なくとも済むのかなというふうに思いますので、そこを皆さんでコンセンサスが取れれば、そういうふうに進めたいと思いますので。

というふうに思うので、これは私としての要望にさせていただきたいと思います。

○矢口龍人委員長

それでは、今、櫻井繁行副委員長の内容について、執行部に問いかけさせていただいて対応をしたいというふうに思います。私のほうでやらさせていただきますので、よろしく願いいたします。

ほかに。

○設楽健夫委員

私は、この百条委員会は非常にいいタイミングで開かれたというふうに思っているんですよ。どういふことかというのと、私文書偽造だとか、そういうものが公に行われては絶対にならない。そういう意味では、市民に対してもこの百条委員会の内容についてはオープンにしていく必要があるし、市民の中から、私もこういうふうに関わったんだよという人が出てくればいいなと。5,000何名もの署名を集めるといふのは1人ではできませんから、何らかの組織が介在している可能性もある。そういう意味では、その辺までやっぱりきちっと解明して、誰がどのようにというところまではいかないまでも、こういう間違った私文書偽造だとか、そういうものがもう二度と再びかすみがうら市においては、そういう進め方はもうしないということが、この百条委員会の一番大きな目的のような気にはしているんで、そういうことも検討していただきたいと思います。

○矢口龍人委員長

それでは、ほかにございませんか。

[発言する者なし]

○矢口龍人委員長

ないようですので、以上で本日の日程事項は全て終了いたしました。そのほか、委員の皆様から何かございましたら、挙手の上、ご発言ください。

[発言する者なし]

○矢口龍人委員長

それでは、ないようですので、以上で「旧筑波ハウスの跡地利用に関する署名要望書」に関わる久松公生議員の署名活動に関する疑念に関する調査特別委員会を散会といたします。

ここで、委員各位に申し上げます。

次回の本委員会につきましては、追って各委員にご連絡させていただきますので、よろしくお願いいたします。

ご苦労さまでございました。

散 会 午前10時58分

かすみがうら市議会委員会条例第30条第1項の規定により署名する。

「旧筑波ハウスの跡地利用に関する署名要望書」に関わる久松公生議員の署名活動に関する
疑念に関する調査特別委員会

委員長 矢 口 龍 人